



一 施設及び設備に関する計画	二 人事に関する計画
三 中期目標の期間を超える債務負担	四 積立金の使途
五 その他国立大学法人等の業務の運営に関する事項	六 第二項において準用する場合を含む。)に規定する出資の方法に関する基本的事項
(業務実績等報告書)	四 その他の文部科学大臣が必要と認める書類
書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。	五 法第三十三条の四第四項第三号(同条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める基準は、同条第二項第三号の対価の算定方法が、次の各号のいずれにも該当することとする。

第八条 法第三十一条の二第二項に規定する報告書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。	一 貸付けを行う土地等の周辺地域の土地等の賃料の水準を参考すること。
(意見の申立ての付与)	二 必要に応じて対価の見直しを行うこととしていること。
第九条 国立大学法人評議委員会は、法第三十一条の二第二項に規定する報告書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。	一 貸付けを行う土地等の周辺地域の土地等の賃料の水準を参考すること。
第九条の二 国立大学法人等は、法第三十三条の三の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。	二 必要に応じて対価の見直しを行うこととしていること。
第九条の二 国立大学法人等が貸し付ける土地等の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項(次項において「土地等」という。)の所在地	一 貸付けが過度の期間とならないことその他の貸付けが契約の履行の状況を確認し、法令又は契約に違反する場合には、必要な措置を講ずることとしていること。

二 当該貸付けの方法及び期間	二 土地等の貸付けに係る契約の履行の状況を確認し、法令又は契約に違反する場合には、必要な措置を講ずることとしていること。
三 その他文部科学大臣が必要と認める書類(貸付計画の認可の申請)	三 その他の文部科学大臣が必要と認める書類(貸付計画の認可の申請)
第九条の三 国立大学法人等は、法第三十三条の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る貸付計画を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。	一 変更しようとする事項
二 その他文部科学大臣が必要と認める事項	二 変更の理由
三 法第三十三条の四第二項第五号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。	三 (余裕金の運用の認定の申請)

四 第二項に規定する運用(次項及び次条(第五号を除く。)において「運用」という。)を行う体制に係る事項その他の文部科学大臣が必要と認めること	四 第九条の四 第九条の六 法第三十四条第三項(法第三十四条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。
五 第二項に規定する運用(次項及び次条(第五号を除く。)において「運用」という。)を行う体制に係る事項その他の文部科学大臣が必要と認めること	一 法第三十四条第一項の規定による指定(以下この項において「指定」という。)を受けた(余裕金の運用の認定の申請)
六 第二項に規定する運用(次項及び次条(第五号を除く。)において「運用」という。)を行う体制に係る事項その他の文部科学大臣が必要と認めること	二 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
七 第二項に規定する運用(次項及び次条(第五号を除く。)において「運用」という。)を行う体制に係る事項その他の文部科学大臣が必要と認めること	三 当該指定国立大学法人が指定を受けた日(学部長等の任命)
八 第二項に規定する運用(次項及び次条(第五号を除く。)において「運用」という。)を行う体制に係る事項その他の文部科学大臣が必要と認めること	四 第十条 準用通則法第二十六条に規定する職員の任命について、学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命を行う場合にあつては、学長又は機構長の定め

九 第十二条 準用通則法第二十六条に規定する職員の任命について、学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命を行う場合にあつては、学長又は機構長の定め	五 第十一条 準用通則法第二十六条に規定する職員の任命について、学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命を行う場合にあつては、学長又は機構長の定め
十 第十三条 準用通則法第二十六条に規定する職員の任命について、学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命を行う場合にあつては、学長又は機構長の定め	六 第二項において準用する場合を含む。)に規定する出資の方法に関する基本的事項
十一 第十四条 第十四条の二 文部科学大臣は、国立大学法人等が、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の規定に基づき国立大学法人等が特定研究成果	七 第十五条 第十五条の二 文部科学大臣は、文部科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項
十二 第十六条 第十六条の二 文部科学大臣は、文部科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項	八 第十六条の二 文部科学大臣は、文部科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項
十三 第十七条 第十七条の二 文部科学大臣は、文部科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項	九 第十七条の二 文部科学大臣は、文部科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項

活用支援事業の実施に必要な資金を出資するこ  
とにより取得しようとしている有価証券につ  
てその評価損益 財務収益及び売却損益を損益  
計算書に計上しないことが必要と認められる場  
合には、当該有価証券を指定することができます。

2 前項の指定を受けた有価証券に係る評価損  
益、財務収益及び売却損益については、国立大  
学法人等が作成する損益計算書には計上せず、  
国立大学法人会計基準に従い算出される額を国  
立大学法人等が作成する貸借対照表の資本剩余  
金に対する加算又は控除として計上するものと  
する。

3 第一項の指定を受けた有価証券を発行する者  
の損益計算書の収益及び費用（当該指定を受け  
た有価証券を発行する者が連結損益計算書を作  
成する者である場合にあっては、当該連結損益  
計算書に計上されている収益及び費用）につい  
ては、国立大学法人等が作成する連結損益計算  
書の費用及び収益には計上せず、国立大学法人  
会計基準に従い算出される額を国立大学法人等  
が作成する連結貸借対照表の資本剩余金に対す  
る加算又は控除として計上するものとする。  
(大学運営基金の会計処理)

**第十四条の四** 運営方針会議を置く国立大学法人  
が、当該国立大学法人に設置される資金運用を  
管理する委員会において決議される方針に基づ  
き、業務上の余裕金（法第三十三条の五第二項  
の要件に該当するものに限る。以下この項にお  
いて同じ。）を同項の規定により運用する場合  
には、業務上の余裕金に相当する収益のうちか  
ら当該運用に充てるものとして組み入れた金額  
を大学運営基金の科目により資本剩余金に組み  
入れるものとする。

2 準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規  
定による整理を行った後、同項の規定による繰  
越欠損金がある場合には、大学運営基金の全部  
又は一部を取り崩して補てんするものとする。  
(財務諸表)

**第十五条の二** 準用通則法第三十八条第一項に規定す  
る文部科学省令で定める書類は、純資産変動計  
算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結  
貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動  
計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連  
結附属明細書とする。  
(事業報告書の作成)

**第十五条の二** 準用通則法第三十八条第二項の規  
定により文部科学省令で定める事項について  
は、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しな  
ければならない。

一 国立大学法人等に関する基礎的な情報  
イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠  
法、主務大臣、組織図その他の国立大学法  
人等の概要

ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在  
地

ハ 資本金の額（前事業年度末からの増減を  
含む。）

二 在学する学生の数  
本 ロ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴  
並びに運営方針委員の氏名、任期及び経歴  
ハ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減  
を含む。）及び平均年齢並びに国立大学法  
人等への出向者の数

ト 非常勤職員の数  
ハ 財務諸表の要約

三 財務情報  
イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 重要な施設等の整備等の状況  
ト 予算及び決算の概要

四 事業に関する説明  
イ 財源の内訳  
ロ 財務諸表に記載された事項の概要  
ハ その他事業に関する事項  
ト 事業に関する説明  
ハ 予算及び決算の概要

**第十六条** 準用通則法第三十八条第三項に規定す  
る文部科学省令で定める期間は、六年とする。  
(電子公告を行うための電磁的方法)

**第十六条の三** 準用通則法第三十八条第四項の文  
部科学省令で定める書類は、連結貸借対照表、  
連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結  
キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書  
とする。

**第十六条の二** 準用通則法第三十八条第四項の文  
部科学省令で定める書類は、連結貸借対照表、  
連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結  
キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書  
とする。

**第十六条の二** 準用通則法第三十八条第四項の文  
部科学省令で定める書類は、連結貸借対照表、  
連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結  
キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書  
とする。

**第十六条の二** 準用通則法第三十八条第四項の文  
部科学省令で定める書類は、連結貸借対照表、  
連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結  
キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書  
とする。

2 準用通則法第三十八条第四項第二号に規定す  
る措置であつて文部科学省令で定めるものは、  
前項に規定する方法のうち、インターネットに  
接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供す  
る電気通信回線に接続することにより、その記  
録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に  
記録され、又は当該装置に入力される情報を自  
動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を  
使用するものによる措置とする。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しな  
ければならない。

一 国立大学法人等に関する基礎的な情報  
イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠  
法、主務大臣、組織図その他の国立大学法  
人等の概要

ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在  
地

ハ 資本金の額（前事業年度末からの増減を  
含む。）

二 在学する学生の数  
本 ロ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴  
並びに運営方針委員の氏名、任期及び経歴  
ハ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減  
を含む。）及び平均年齢並びに国立大学法  
人等への出向者の数

ト 非常勤職員の数  
ハ 財務諸表の要約

三 事業に関する説明  
イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 重要な施設等の整備等の状況  
ト 予算及び決算の概要

四 事業に関する説明  
イ 財源の内訳  
ロ 財務諸表に記載された事項の概要  
ハ その他事業に関する事項  
ト 事業に関する説明  
ハ 予算及び決算の概要

**第十六条** 準用通則法第三十八条第三項に規定す  
る文部科学省令で定める期間は、六年とする。  
(準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令  
で定める書類)

**第十六条の二** 準用通則法第三十八条第四項の文  
部科学省令で定める書類は、連結貸借対照表、  
連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結  
キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書  
とする。

状況、キャッシュ・フローの状況等を全  
ての重要な点において適正に表示していると  
認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見  
監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き  
国立大学法人会計基準その他の一般に公正  
妥当と認められる会計の慣行に準拠して、  
国立大学法人等の財政状態、運営状況、キ  
ヤッショ・フローの状況等を全ての重要な  
点において適正に表示していると認められ  
る旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸  
表が不適正である旨及びその理由  
前号の意見がないときは、その旨及びその  
点において適正に表示していると認められ  
る旨及び除外事項

ハ 不適正意見 监査の対象となつた財務諸  
表が不適正である旨及びその理由  
前号の意見がないときは、その旨及びその  
点において適正に表示していると認められ  
る旨及び除外事項



を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の施行の日以後のものに限る。次項において同じ。)として文部科学大臣が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であつて再就職者(離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前五年間に在職していたものとする。

直近七年間に存し、又は存していた学長若しくは機構長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織)が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

**第二十五条の八 準用通則法第五十条の六第二号**に規定する管理又は監督の地位として文部科学省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

**第二十五条の九 準用通則法第五十条の七第一項**の規定による届出をしようとする国立大学法人等役職員(同項に規定する国立大学法人等役職員をいう。第二号、次項及び第三項において同じ。)は、同項に規定する文部科学省令で定める事項として次に掲げる事項を記載した書面により、国立大学法人等の長に届出をしなければならない。

一 氏名

二 国立大学法人等役職員の地位

三 再就職の約束をした日以前の国立大学法人等役職員(準用通則法第五十条の四第一項に規定する国立大学法人等役職員をいう。第十号において同じ。)としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日(当該日がなかつた場合には、その旨)

四 再就職の約束をした日

五 離職予定日

六 再就職予定日

七 再就職先の名称及び連絡先

八十九 再就職先の業務内容  
再就職先における地位

九〇 離職後の就職の援助（最初に国立大学法人等役職員となつた後に行わられたものに限る。以下この号において同じ。）を行つた者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかつた場合には、その旨）

九一 準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした国立大学法人等役職員は、当該届出に係る前項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を国立大学法人等の長に届け出なければならない。

九二 準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした国立大学法人等役職員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を国立大学法人等の長に届け出なければならない。

九三 （国立大学法人等の長による報告）

九四 第二十五条の十 準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告は、毎年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）、当該年度の四月一日以後遅滞なく、当該年度の前年度にされた準用通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に講じた準用通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。  
(他の省令の準用)

九五 第二十六条 次の省令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第一百五十九条第一項第六号

二 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第四十三条

三 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第三項、第十条の七及び第十四条第一項

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十二条

五 觉醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第二十三条並びに第二十六条第一項第十七号及び第十八号

六 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第二十一条、第二十三条第一項、第二十四条から第二十六条ままで及び第四十九条

<p><b>第一項</b></p> <p>第一号及び第六条第一項第一号</p> <p>第一号</p> <p>九 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百二十六条第一項及び第一百四十条の十五第一項</p> <p>前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>
<p><b>第二項</b></p> <p>第二項第一号の規定を準用する場合においては、同号中「指定施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設及び劇場、音楽堂等」とあるのは、「指定施設及び博物館類似施設」と読み替えるものとする。</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この省令は、公布の日から施行する。 (成立の際の会計処理の特例)</p>
<p><b>第二条</b> 国立大学法人等の成立の際法附則第九条第二項の規定により国立大学法人等に出資されたものとされる財産のうち償却資産（附属病院に属する償却資産にあっては、別に文部科学大</p>

**(土地の譲渡に関する規定の準用)**

**第三条** 第十九条の規定は、法附則第九条第三項の規定により条件を付して出資されたものとされた土地の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、第十九条第一項第三号中「法第七条第四項」とあるのは「法附則第九条第三項」と読み替えるものとする。

**(寄附金の経理)**

**第四条** 法附則第十条の規定により国立大学法人等に寄附されたものとされた委任経理金（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号）第二条の規定による廃止前の国立立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から法附則別表の上欄に掲げる機関の長に交付され、その経理を委任された金額をいう。以下この条において同じ。）の残余に相当する額は、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成十六年文部科学省令第十五号）第一条の規定による廃止前年の奨学寄附金委任経理事務取扱規則（昭和三十九年文部省令第十四号）第二条第一項の規定により文部科学大臣が当該委任経理金の交付をするときに同条第三項の規定により示した用途に使用するものとして経理するものとする。

**(法附則第十五条第一項に規定する養護学校)**

**第五条** 法附則第十五条第二項に規定する筑波大学に附属して設置される養護学校は、筑波大学附属久里浜養護学校とする。

**(旧設置法施行規則に規定する附属学校に関する経過措置)**

**第六条** 次の表の上欄に掲げる旧設置法施行規則（国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成十六年文部科学省令第十五号）第一条の規定による廃止前の国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号））をいう。以下同じ。別表第九に掲げる附属学校は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の中欄に掲げる国立大学法人が法第四条第二項の規定により設置する国立大学に附属して設置される同表の下欄に掲げる附属学校（以下この条において「新附属学校」という。）となるものとする。









（旧）設置法施行規則に規定する教育施設に関する経過措置		旧設置法施行規則別表第 九に掲げる広島大学附属法人 三原幼稚園	
第七条 次の表の上欄に掲げる旧設置法施行規則別表第五に掲げる教育施設は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の中欄に掲げる国立大学法人が法第四条第二項の規定により設置する国立大学に附属して設置される同表の下欄に掲げる専修学校となるものとする。		（旧）設置法施行規則別表第 九に掲げる広島大学附属法人 三原幼稚園	
教育施設	法人	国立大学	専修学校
旧設置法施行規則別表第五に掲げる東北大	国立大学法人東北	東北大学	東北大学歯学部附属歯科医工士学校
歯学部歯科医工士学校	大学	大学	工士学校
旧設置法施行規則別表第五に掲げる東京医	国立大学法人東京大	東京大学	東京医科大学歯科医工士学校
歯学部歯科医工士学校	大学	大学	工士学校
旧設置法施行規則別表第五に掲げる大阪大	国立大学法人大阪大	大阪大学	大阪大学歯学部附属歯科医工士学校
歯学部歯科医工士学校	大学	大学	工士学校
旧設置法施行規則別表第五に掲げる広島大	国立大学法人広島大	広島大学	広島大学歯学部附属歯科医工士学校
歯学部歯科医工士学校	大学	大学	工士学校
旧設置法施行規則別表第五に掲げる専修学	国立大学法人広島大	広島大学	専修学校
校	学校	部附属歯科衛生士学校	生士学校
教育施設	人	国立大学法	専修学校
旧設置法施行規則別表第五に掲げる東京医	国立大学法人東京医	東京医科大学歯学部附	東京医科大学歯科衛生士学校
歯科大学歯学部歯科衛生士学校	学校	属歯科衛生士学校	属歯科衛生士学校

<p><b>第二条</b> 前項の専修学校は、前項に規定する生徒が当該専修学校に在学しなくなる日において、廃止するものとする。</p> <p><b>第三条</b> 旧教育施設は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ第一項の表の下欄に掲げる専修学校となるものとする。</p>	<p><b>附 則</b> (平成一六年三月三一日文部科学省令第一五号) 抄</p>	<p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二十条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年三月三一日文部科学省令第二二号)</p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この省令は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p><b>（経過措置）</b></p> <p><b>第二条</b> 東京工業大学工芸部附属工業高等学校(以下「旧高等学校」という。)は、この省令による改正後の国立大学法人法施行規則(以下「新施行規則」という。)別表第二の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日に旧高等学校に在学する者が旧高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。</p> <p><b>第三条</b> 広島大学歯学部附属歯科衛生士学校及び広島大学歯学部附属歯科技術工士学校(以下「旧専修学校」という。)は、新施行規則別表第四の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日に旧専修学校に在学する者が当該旧専修学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年九月三〇日文部科学省令第四七号)</p> <p><b>第一条</b> この省令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(国立大学法人法施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>次の表の上欄に掲げる第一条の規定による改正前の施行規則別表第二に掲げる学校は、新富山大学法人(改正法附則第二条第四項に規定する新富山大学法人をいう。以下同じ。)の成立の時において、それぞれ新富山大学法人が法第</p>
--	--	---

四条第二項の規定により設置する富山大学に附屬して設置される同表の下欄に掲げる学校となるものとする。

正後の国立大学法人法施行規則別表第二の規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日に旧高等学校に在学する者が旧高等学校に在学しなく

第一條	この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。 (経過措置)	第一條	この省令は、平成二十二年三月三一日文部科学省令第一五号)抄	附 則	(平成二一年三月三一日文部科学省令第三一號)抄	附 則	(平成二〇年一〇月一日文部科学省令第三一號)抄
第二条	次の表の上欄に掲げる学校(次項において「旧小学校等」という。)は、この省令による改正後の国立大学法人法施行規則別表第二の規定にかかるらず、この省令の施行の時ににおいて、それぞれ同表の下欄に掲げる学校(次項において「新小学校等」という。)となるものとする。	第二条	次の表の上欄に掲げる学校(次項において「旧小学校等」という。)は、この省令による改正後の国立大学法人法施行規則別表第二の規定にかかるらず、この省令の施行の時ににおいて、それぞれ同表の下欄に掲げる学校(次項において「新小学校等」という。)となるものとする。	神戸大学発達科学部附属住吉小学校	神戸大学附属住吉中学校	神戸大学発達科学部附属明石小学校	神戸大学附属明石中学校
第三条	(施行期日) 第一項 この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。 (独立行政法人国立国語研究所に関する省令の廃止) (会計処理の特例)	第三条	独立行政法人国立国語研究所に関する省令(平成十三年文部科学省令第三十四号)は、廃止する。	吉中学校	吉中学校	吉中学校	吉中学校
第四条	新小学校等は、平成二十一年三月三十一日に旧小学校等に在学する者がそれぞれ新小学校等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。	第四条	新小学校等は、平成二十一年三月三十一日に旧小学校等に在学する者がそれぞれ新小学校等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。	石中学校	石中学校	石中学校	石中学校
第五条	附 則 (平成二一年九月一一日文部科学省令第三一號)	附 則 (平成二一年九月一一日文部科学省令第三一號)	附 則 (平成二一年九月一一日文部科学省令第三一號)				

法人人間文化研究機構に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、この省令による改正後の国立大学法人法施行規則第十四条

法人間文化研究機構に出资されたものとされる資産のうち償却資産については、この省令による改正後の国立大学法人法施行規則第十四条第一項の指定があつたものとみなす。

附 則（平成二十三年三月二八日文部科学省令第七号）

（施行期日）

1 この省令中第十四条の次に一条を加える改正規定は公布の日から、別表第四の改正規定及び附則第二条の規定は平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 東京医科歯科大学歯学部附属歯科技工士学校（以下「旧専修学校」という。）は、この省令による改正後の国立大学法人法施行規則別表第四の規定にかかるわらず、平成二十六年三月三十一日に旧専修学校に在学する者が当該旧専修学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成二三年一二月一日文部科学省令第四四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日文部科学省令第一八号）抄

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年八月一九日文部科学省令第二五号）抄

この省令は、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二六年一〇月一日文部科学省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月二十五日文部科学省令第八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三〇日文部科学省令第一二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「通則法改正法」とい



東京芸術大学	横浜国立大学	横浜工業大学	東京芸術大学
お茶の水女子大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属高等学校	附属幼稚園、附属世田谷小学校、附属小学校、附属大泉小学校、附属竹早中学校、附属竹早中学校、附属特别支援学校	附属幼稚園、附属世田谷小学校、附属金井小学校、附属特别支援学校
静岡大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属高等学校	附属幼稚園、附属横浜中学校、附属長岡中学校、附属新潟中学校、附属新潟中学校、附属幼稚園、附属横浜中学校、附属長岡中学校、附属特別支援学校	附属幼稚園、附属横浜中学校、附属長岡中学校、附属新潟中学校、附属新潟中学校、附属幼稚園、附属横浜中学校、附属長岡中学校、附属特別支援学校
岐阜大学	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校
福井大学	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校
梨山大学	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校
信州大学	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校
山梨大学	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校
岐阜大学	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校
静岡大学	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校
大学	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	附属幼稚園、教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校

名古屋教育学部附属中学校、教育学部附属高等学校	大学学校	愛知教育附属幼稚園、附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校	育大学
三重教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学	大学	崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校	中学校、附属高学校
滋賀教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学	大学	中学校、附属高学校	附属特别支援学校
特別支援学校	大学	校、教育学部附属中学校、教育学部附属中学校	校、教育学部附属中学校、教育学部附属中学校
京都教育附属幼稚園、附属桃山小学校、附属桃山中学校、附属京都小中学校、附属高等学校	大学	育大学	育大学
大阪教育附属幼稚園、附属天王寺小学校、附属平野小学校、附属池田小学校、附属天王寺中学校、附属平野中学校、附属池田中学	大学	育大学	育大学
兵庫教育附属幼稚園、附属小学校、附属中学校	大学	野小学校、附属池田小学校、附属天王寺中学校、附属平野中学校、附属池田中学	野小学校、附属池田小学校、附属天王寺中学校、附属平野中学校、附属池田中学
奈良教育附属小学校、附属中学校、附属幼稚園認定こども園	大学	奈良教育附属小学校、附属中学校、附属幼稚園認定こども園	奈良教育附属小学校、附属中学校、附属幼稚園認定こども園
奈良女子附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育子大学	大学	奈良女子附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育子大学	奈良女子附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育子大学
和歌山教育学部附属小学校、教育学部附属中学校	大学	和歌山教育学部附属小学校、教育学部附属中学校	和歌山教育学部附属小学校、教育学部附属中学校
島根教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	大学	島根教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校	島根教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校
鳥取附属幼稚園、附属中学校、附属特别支援学校	大学	鳥取附属幼稚園、附属中学校、附属特别支援学校	鳥取附属幼稚園、附属中学校、附属特别支援学校
岡山教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学	大学	岡山教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学	岡山教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学
東雲中学校、附属三原中学校、附属福山高等学校	大学	東雲中学校、附属三原中学校、附属福山高等学校	東雲中学校、附属三原中学校、附属福山高等学校
中学校、附属高等学校	大学	中学校、附属高等学校	中学校、附属高等学校
山口教育学部附属幼稚園、教育学部附属山口小学校、附属三原小学校、附属福山小学校	大学	山口教育学部附属幼稚園、教育学部附属山口小学校、附属三原小学校、附属福山小学校	山口教育学部附属幼稚園、教育学部附属山口小学校、附属三原小学校、附属福山小学校
小学校、教育学部附属光小学校、教育学部附属山口中学校、附属福山中学校	大学	小学校、教育学部附属光小学校、教育学部附属山口中学校、附属福山中学校	小学校、教育学部附属光小学校、教育学部附属山口中学校、附属福山中学校
附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特别支援学校	大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特别支援学校	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特别支援学校
附属特别支援学校	大学	附属特别支援学校	附属特别支援学校

岐阜大学	教育学部附属小中学校	岐阜県
国立 大学	(第五条関係)	
大阪大学	専修学校	
歯学部附属歯科技工士学校		